

学長選考説明会について（報告）

■日 時： 平成30年3月2日（金） 17：35～18：15

■場 所： 臨床講義室3（臨床講義棟2階）

■出席者： 位田議長、平井委員、渡邊委員、
村田委員、桑田委員、松浦委員、田中委員

■参加者： 74名

■内 容： 1. 学長選考会議議長から、次期の学長選考方法の変更について、
説明した。（※次頁参照）

1) 学長候補者に対する構成員からの意見募集方法

2) 学長選考のプロセス

2. 質疑応答

参加者から質問があり、議長から回答があった。

学長選考説明会

日 時： 2018年3月2日(金)
(全学フォーラム終了後～1時間程度)

説明者： 国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議
議長 位田 隆一(国立大学法人滋賀大学 学長)



学長選考説明会

本日の説明事項

- 意見募集の導入について
(意向聴取投票の廃止)
- 学長選考のプロセス(予定)について

学長選考説明会

意見募集の導入

- これまでの方法【意向聴取投票】
学長候補者推薦資格者による意向聴取投票を行い、その結果を学長選考会議が学長候補者を選考する際の参考としていた。
- 意向聴取投票の主な問題点
 - 意向聴取投票は選挙との認識が濃い
 - 投票結果と学長選考会議の結論が異なると混乱する
 - 組織票が投じられる素地があり、数字だけを参考とするのは好ましくない (以上、学長選考会議議事要旨より要約)

学長選考説明会

意見募集への変更背景

文部科学省通知(平成26年8月29日付)

「なお、選考の過程で教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないこと。」

学長選考説明会

意見募集の方法

【電子メールによる意見募集】

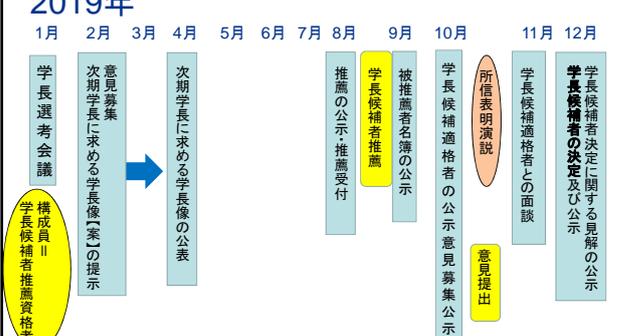
学長候補者推薦資格者から、電子メールによる意見募集を行い、意見に職種のみを付して資料とし、学長選考会議が学長候補者を選考する際の参考とする。

- 電子メールによる意見募集の主な利点
 - 本学メールアドレスからとすることで責任ある意見が集約され、学長候補者選考の参考となる
 - 資料とする際に職種を明記することで意見の背景等を考慮できる (以上、学長選考会議議事要旨より要約)

学長選考説明会

学長選考のプロセス(予定)※詳細未定

2019年



1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

- 1月 学長選考会議 (構成員II 学長候補者推薦資格者)
- 2月 意見募集 (次期学長に求める学長像(案)の提示)
- 4月 次期学長に求める学長像の公表
- 8月 推薦の公示・推薦受付
- 9月 学長候補者推薦 (被推薦者名簿の公示)
- 10月 学長候補者適格者の公示 意見募集公示 (意見提出)
- 11月 学長候補者適格者との面談 (所信表明演説)
- 12月 学長候補者の決定及び公示 (学長候補者決定に関する見解の公示)